

ご意見に対する市の考え方

No.	意見概要	市の考え方
1	近年はコンクリートの価格が急騰しているため、将来予想も行いながらの選定をお願いします。また、八代市庁舎は鉄骨造で免震構造が崩壊していたため、それも念頭に検討していただけると幸いです。	建物の構造種別(鉄骨造、鉄筋コンクリート造など)、構造形式(耐震、免震など)の詳細につきましては、基本設計の中で検討を行う予定です。近年の物価高騰の影響や他市事例等も研究のうえ、来庁者の皆様が安全に利用できる庁舎となるよう検討をまいります。
2	ZEB化について検討はなされますでしょうか。大東市の場合、ZEB化補助金の活用が可能な自治体です。また、BCP対策として太陽光の設置は行われるのでしょうか。LPガス発電は先の令和8年熊本地震のこともありましたので、不安に感じているところですが、様々な視点から検討していただけると幸いです。	建築物の省エネルギー化の検討を進めるにあたり、費用対効果等も踏まえZEB化の判断を行う予定です。また、災害時における停電に備え、非常用発電設備など行政機能を一定期間維持するために多様な手法を検討する必要があると考えており、今後の設計業務と合わせてBCP対策についても検討をまいります。
3	近年話題となっているワンストップ窓口や待ち時間を退屈させない仕組み、市民や職員が利用できる共創空間についての整備、ウェルビーイングの検討はされるのでしょうか。	ワンストップ窓口については、現在総合窓口の前段階といたしまして「おくやみコーナー」の設置を検討しており、これらの運用状況等も踏まえ、総合窓口の設置検討を進める予定です。新庁舎における空間整備については、来庁者の皆様が使いやすく、愛着をもっていただけるよう、他市の整備事例等も踏まえながら検討をまいります。
4	ハザードマップでは3m程度の浸水が予想されますが、地盤のかさ上げ等による対策は行うのでしょうか。	地盤の嵩上げによる浸水対策については、コストや利便性とのバランス、また周辺環境への影響なども考慮する必要があります。浸水対策としては、全く浸水しないことを迫るのではなく、想定外の雨により浸水した場合でも防災機能や行政機能が停滞することなく継続できるようにすることが重要であり、止水板や防水シャッターなどの設置、サーバー室をはじめとする重要設備・機器などの上層階への配置など様々な観点からの浸水対策を検討をまいります。
5	モデルプランの案1について、南側に段になる建物として描かれています。建築基準法などによる制限もあるかと思いますが、生駒山地という資源がありますので、山と一体となる東側に段とすることが景観の向上につながるのではないのでしょうか。	モデルプラン(一棟案)の建物案については、一例であり、基本設計において、各階の大きさ・階高を設定し、建築基準法などの各種法規チェックを行いながら建物配置や建物外形などを決定していく予定です。その際には、ご意見にありますように、周辺環境との調和の観点も踏まえて、検討をまいります。
6	駐車場については平日利用させてもらっている感覚ですとそこまで満車にはなっていないように感じています。そのうえでこれだけの台数が必要なのでしょう。また浸水対策を考えられるのであれば、立体駐車場を配置し、上階に公用車駐車場を配置することで、災害対策と土地の有効活用が可能ではないのでしょうか。	モデルプランにおける駐車区画数については、市役所と機能統合対象の3施設の現状区画数の合計から一定、低減率を乗じた区画数としております。最終的な整備区画数は基本設計の段階で、利用状況等を踏まえ詳細検討を実施したうえで確定する予定です。立体駐車場については、いただいたご意見のとおりメリットがございますが、一方、自走式の場合には敷地的な制約、機械式の場合にはメンテナンス費用などの課題があります。立体駐車場の設置に伴うコストが増加することとなりますので、その点も踏まえ、検討をまいります。
7	広場を作られるとのことですが、市の顔となるスペースですので、立ち寄りたくなる場所ができるとありがたいです。例えばpark-PFI手法による民間の知恵を借りることも検討してみたいはいかがでしょうか。	オープンスペース・広場の整備にあたっては賑わい創出空間や防災広場としての活用などを想定しています。いただいたご意見のとおり、市民の皆様が立ち寄りたくなる魅力的な場所となるよう検討をまいります。park-PFI手法においては、都市公園法に基づく都市公園である必要があるなどの要件があることから現時点での活用は想定しておりませんが、広場やオープンスペース等について民間を活用した活性化についても合わせて検討をまいります。
8	大東市の財政は、3年後には赤字財政になると聞いています。その為、福祉予算の大幅なカット削減などを行い、大東市民にも我慢を求めています。そのような大東市の財政状況で、約143億円の建設費を捻出することが出来るのでしょうか？ 市民負担をかけないで財源をどのように確保するのか？ 教えてください。	庁舎整備事業の財源につきましては、主に地方債とこれまで市が積み立ててきた基金の活用(庁舎整備基金、公共施設等整備保全基金など)を予定しています。また、地方債を起債する場合には、国からの交付税措置がある有利な起債の活用等に努め、市の財政負担の軽減を図る予定です。今後の設計業務において、引き続き整備面積の精査・コンパクト化の検討を進めることにより、可能な限り事業費の抑制を図り、将来的に過度な財政負担とならないように努めてまいります。
9	今の庁舎は、築約60年になります。新しい庁舎も建設すれば、50年は大丈夫です。国の試算で50年後の人口試算を大東市に当てはめると、約67,083人になります。人口がここまで減少する大東市に、新しい市庁舎が必要な建物でしょうか？	新庁舎の想定面積につきましては、現在の市役所、統合予定の各施設の状況を踏まえ、総務省基準の面積によりそのまま整備するのではなく、現時点で必要最低限の面積を計上しています。また、今後の設計業務においても、具体的な部署配置等を検討する中で、更なる面積精査を進める予定であり、コンパクト化に努めてまいります。ご意見にありますように、将来的な人口予測が減少傾向であり、仮に新庁舎整備後において一部のスペースに空きが発生した場合においても、近隣の公共施設の集約や民間事業者等への貸出などにより有効に活用をまいります。
10	ネット社会・AI時代は益々拡大してまいります。市民が役所に行って手続きや資料請求に行く時代は確実に無くなります。その様な時代に、昭和時代的行政運営の市役所に来なさい的発想の新庁舎建設は確実に無理があります。むしろ、市職員が市民の元に出向いて相談を受けたり、問題を解決する寄り添い方の行政運営が必要になりますか？ 庁舎中心主義は、時代に逆行していませんか？	ご意見にありますように、本市でもICT技術の発展により、市役所に来庁することなく行える手続き等を拡充し、市民の皆様の利便性向上の取組みを進めております。そのため、庁舎そのものは「行政手続きを行うだけの場」との役割から、「市民と共創する場」へとその役割がシフトしていると捉えており、公共施設の集約化を合わせて実施することで、子育て支援機能の連携強化やコミュニティ活動の活性化にも繋がるものと考えております。単なる行政施設としての役割だけでなく、本市のまちづくりの発展に資する施設となるよう努めてまいります。

ご意見に対する市の考え方

No.	意見概要	市の考え方
11	公共施設の集約化を図られて市民の利便性を強調されていますが、最近の自然災害対策では、リスクの分散化の必要性が訴えています。すべての機能を市役所庁舎に集約することは、リスクも伴います。災害時に司令塔となる場所は、全国の災害地を視察した経験から市民の避難所にはすべきで無いと思います。どうでしょうか？	現在の市役所庁舎は耐震性が不足しているため、地震発生時における災害対策本部として迅速かつ継続的に業務を遂行できる環境整備が必要であると考えられています。（現在、地震発生時の災害対策本部機能は市民会館となります。） また、現在、市役所及び市民会館は指定緊急避難場所・指定避難所の位置づけはございません。 新庁舎では、大規模災害時でも市民の皆様の安全・安心を守り、事業継続が可能となる庁舎をめざし、大地震発生時における司令塔の役割を果たす災害対策本部機能を設置いたしますが、現時点では、指定緊急避難場所や指定避難所にする予定はございません。今後におきましても、危機管理部局と情報共有に努めてまいりたいと考えております。
12	また、先日の熊本地震では10年前の教訓から新たな耐震診断で建築した建物が倒壊しています。これまでに庁舎の耐震診断を何回か行っていますが、庁舎建築後、耐震診断が変更される可能性があります。その対応も考えて今回の耐震診断は行われていますか？	昨年度に実施をしました耐震診断につきましては、現時点の耐震基準に基づく診断結果となります。 また、新庁舎の目標耐震性能については、最も高い構造体「Ⅰ類」を目標性能としており、これは一般的な建築基準法で必要とされる耐力の1.5倍相当と言われております。 近年の大規模地震の発生、建物の被災状況を踏まえ、将来的に耐震基準が見直される可能性もございますが、今後、設計業務を進める中で、建物の構造計画を検討する際には、国の新たな動きにも留意しながら、庁舎整備事業を進めてまいります。
13	隣地の活用が記載されていますが、過去の庁舎建設議論の中でも、隣地の取得は議論になっていましたが、所有者の理解が得られませんでした。今回は理解が得られたとのことですが、このことが初めにありきで庁舎建設を進めなければならなくなったのではないのでしょうか？	庁舎整備事業を進めるにあたり、機能統合についての検討をこれまで進めてまいりました。隣地の活用については、公共施設再編の視点から、市役所の近隣にある3つの施設を機能統合する方針となり、合わせて現在の市役所敷地のみでは敷地面積の制約から3施設の機能統合が難しいため、隣地の活用をめざし、所有者様との協議を開始いたしました。 市として、機能統合を踏まえた庁舎整備事業を進めるにあたり、隣地活用の必要性があると判断し、市側から所有者協議をお願いいたしました。
14	機能統合実施の方向性の項目の「ただし」からの以下で、多角的な角度から検討を行うとありますが、今後の意見や提案によっては計画の変更や中止も視野に入れた選択肢を考えているのでしょうか？	今回の基本構想の改定により『「現在地＋隣地」での建替え』の案で事業を進めていくことが、決定内容となります。 ただし、今後、工事着工までには数年を要することから、機能統合の対象施設については、本市を取り巻く環境の変化や、当該施設の新たな活用方法、他の代替地への移転等に関する効果的な提案があった場合等については、対象施設の一部について、統合範囲の見直し・再精査等の可能性がございます。